

東日本大震災における企業等の協力の状況等に関する調査

1 序説

防災に必要な様々な機能のうち民間部門が必要な資源を保有しているものについては、地方公共団体は、関係する企業又は業界団体と協定等を締結することにより確保している。

緊急消防援助隊の応援を受けるに当たって、受援側の支援が必要な、又は強く望まれる機能で地方公共団体等が十分な資源を保有していないものについては、このような協定を締結して受援側が支援するようにしておくことが求められる。また、それ以外の機能についても、このような協定を締結しておくことにより、緊急消防援助隊の応援をより効果的に受けることが期待される。

もともと、このような協定は、一般的に、緊急消防援助隊の活動を支えるためだけのものではない。例えば、燃料の確保は、受援側の地方公共団体自らの災害応急対策活動等にとっても極めて重要な問題であり、これらも視野に入れて総合的に対応すべき課題である。

東日本大震災の被災県でも、民間企業等との間で様々な協定が締結されていたが、このような協定が必ずしも有効に機能しなかった例もある。

そこで、緊急消防援助隊広域活動拠点の整備に当たって、企業等の協力を効果的に得る方策を探るため、「企業及び団体に対するヒアリング」及び「東日本大震災の被災県に対する書面調査」を実施している。

2 企業及び業界団体に対するヒアリング

岩手県、宮城県又は福島県の地域防災計画又はこれらの県との協定等に基づき燃料、食糧（飲料水を含む。）、尿尿処理及び道路啓開に関する協力を行うこととなっている企業及び業界団体等に対しヒアリングを行った。

その結果（概要）は、次のとおりである。

(1) 東日本大震災の際に、地域防災計画又は協定等に基づく協力が問題なくできたか。

ア 全般的に各種情報、連絡先等が不明確、又は数か所からの要請、指示等があり窓口が混乱した上に、電話等が不通となり適切な対応ができなかった。

イ 業務に必要な車両（バキュームカー）が津波により流出し、他都道府県からの応援隊の救援に頼らざるを得なかった。被災地に尿尿の最終処分地がなく、内陸部若しくは隣接する山形県、秋田県等遠隔地まで搬送しなければならなかった。

ウ 衛生当局からの指示により、死体処理を最優先としなければならならず、尿尿処理関係は後回しになってしまった。

エ 緊急物資である食料品・飲料品・水等の搬送に際し、初期の段階では緊急輸送車両扱いとされず早期に必要な物資を必要な場所へ配送できなかった。

オ 一般企業の社会貢献が世間一般に認知されておらず、燃料不足もあり配送に支障をきたした。

カ 重機の要請が多方面からあり、リース会社との調整、自社所有の重機等実情把握に問題点があった。

ク 通勤する重機のオペレーターが車両の燃料不足によって、作業員等の早期確保が出来なかった。

- ケ 重機用の燃料補給は少量の移動タンクローリーであり、燃料不足によりしばしば作業の中断を余儀なくされた。沿岸部では、多数の給油所が津波で流出した上、油槽所等が津波で被災したため必要な燃料の確保ができなかった。
- コ 燃料不足で顧客が求める燃料の供給が出来ず、停電のため燃料の手動汲み上げとなり従業員の労力による作業にならざるを得なかった。
- サ 会員が協定内容を良く理解していないために、平素の営業優先対応となってしまう、緊急車への供給に問題があった。

(2) (1)で、問題があった場合は、どのような原因のよるものか。

- ア 全般的に大震災直後は、輻輳する各種情報が入り乱れ、指示、要請等を担当する窓口（国、県庁、市町村、全国組織・各県の業界団体等）が大混乱し、加えて停電、電話線の断線等により連絡手段が途絶したこと。
- イ 緊急物資等を輸送する車両に附する「緊急通行車両標章」の交付手続きに時間が割かれたこと。
- ウ 大量に燃料を消費する重機等への燃料補給要領・態勢に問題が生じたこと。
- エ 専門技術を要する重機のオペレーター、作業員等の早期召集に対して、燃料等が不足して車両の運行が出来なかったこと。

(3) (2)の原因に対して、どのような改善策を考え、又は講じているか。

- ア 県、市町村、業界団体等との情報窓口の一本化を図る必要がある。
- イ 連絡方法としての通信手段である電話、メール、FAX等で、今回は電話回線の不通が多かったが、県庁からの電話では県庁に設置されている非常電源のため、県庁からの電話回線は極めて有効であった。
- ウ 緊急通行車両標章の交付に際しては、緊急通行車両の事前申請をしても車検期間が2年であり、その都度の事前申請は困難であるから、緊急通行申請書写しの呈示でも可能なように警察機関と調整をしてもその趣旨が末端まで通達されていないことがある。
- エ 小型の燃料補給用タンクローリーでは、大量に燃料を消費する重機等に対しては十分でないことから、仮貯蔵、仮取扱いの規定の緊急避難的な取り扱いの規定の条文化を図る。
- オ 早期の参集が求められる従業員等には、平素から燃料タンクを満タンにしておくように指導を徹底すること。

(4) 国・地方公共団体には、どのような対応策を期待するか。

- ア 全般的に国、県庁、市町村、全国組織・都道府県の業界団体等に対して各種情報窓口の調整一元化を希望する。
- イ 県の担当者が締結されている協定への無関心、認識不足等に対して厳しい意見が散見された。
- ウ 地域防災計画が細分化され、県職員が一本化されていないため、連絡調整に相当な時間を要した。
- エ 県の担当者の認識不足により、経費の支払いを受けるまでに数か月を要した。
- オ 企業の取りまとめ役である業界団体は、企業の全容を把握しているから、連絡・要請等は業界団体あてにして頂ければ、調整対応は容易である。
- カ 燃料等の供給協定締結は容易であるが、元売りからの燃料補給保証がなければ、一時的なものとなってしまう継続的に効果的な燃料補給はできない。

キ 非常災害時における危険物の貯蔵・取扱いに対して特別措置、超法規的な対応が出来るような体制を求める。

ク 非常時に締結されている協定を有効に活用するためには、平素からの訓練、演習が必要不可欠である。等の意見、要望があった。

3 東日本大震災の被災県に対する書面調査

(1) 調査先

東日本大震災で、死者、行方不明者及び負傷者の合計が100人を超え、かつ、緊急消防援助隊による応援を受けた県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）

(2) 対象とする協力

災害予防、災害応急対策又は災害復旧を目的として、各県の地域防災計画又は各県が締結している協定等に基づき得ることとなっている協力（避難場所の提供のように、直接の受益者が各県でないものを含む。）。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国又は他の地方公共団体が行うもの

イ 主に事業者の本来の業務のために行われるもの（交通機関の復旧等）

ウ 委託契約に基づいて行われるもの（庁舎・設備の保守点検等）

エ 主に情報の提供を目的とするもの（報道機関による災害情報の提供等）

(3) 主な調査事項

ア 協力を得ることとなっている相手方

イ 協定等の名称

ウ 協力の内容

エ 震災当時の協力関係の有無

オ 震災当時の協力の状況

カ 震災時に協力を得ることができなかった主な原因

キ 協力をより円滑に得るために実施し、又は検討している方法

(4) スケジュール

平成24年11月29日 照会文書を発送

平成24年12月26日 回答期限

平成25年1月下旬 集計・分析完了